

佐賀県訓令甲第3号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(佐賀県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第1条 佐賀県労働委員会事務局処務規程（昭和26年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(係長)</p> <p>第6条 課に係長を<u>置き</u>、知事が職員の中から命ずる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。</p>	<p>(係長)</p> <p>第6条 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができ</u>、知事が職員の中から命ずる。</p> <p>2 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県土木事務所処務規程の一部改正)

第2条 佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第1条 土木事務所に所長及び副所長、課に課長を置く。</p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>3 <u>前2項</u>に定める者のほか、土木事務所に課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>(職制)</p> <p>第1条 土木事務所に所長を置く。</p> <p>2 <u>土木事務所に副所長を置くことができる。</u></p> <p>3 課に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>4 <u>前3項</u>に定める者のほか、土木事務所に課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹及び係長</u>を置くことができる。</p>

<p>(職務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 係長は、上司の命を受けて、課の事務の一部を処理する。</p> <p>5～7 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>調整主幹、副主幹、主幹及び</u>係長は、上司の命を受けて、課の事務の一部を処理する。</p> <p>5～7 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副所長、課長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5 略</p>
---	--

(佐賀県窯業技術センター処務規程の一部改正)

第3条 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年訓令甲第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長、<u>課に課長、部に部長</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 課に係長を置くことができる。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>に定める者のほか、センターに課長、部長及び係長を置くことができる。</p> <p><u>5～7</u> 略</p> <p><u>8</u> 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 センターに所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>課に課長を、部に部長を置くことができる。</u></p> <p><u>4</u> 課に<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p><u>5</u> <u>前4項</u>に定める者のほか、センターに課長、部長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長を置くことができる。</p> <p><u>6～8</u> 略</p> <p><u>9</u> <u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、上司の命を受けて、その課</p>

<p>9 <u>第4項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副所長、課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>の事務の一部を処理する。</p> <p>10 <u>第5項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。 (所長の専決事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副所長、課長、部長、<u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p>
--	--

(佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正)

第4条 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和32年訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 係長は、上司の命を受けて、その課の業務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>調整主幹、副主幹、主幹</u>及び係長は、上司の命を受けて、その課の業務の一部を処理する。</p> <p>6 略</p>

(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第5条 佐賀県文書管理規程（昭和55年訓令甲第1号）を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1)～(3) 略

(4) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にあるものからなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。

(5)～(7) 略

(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、政策総括監又は政策企画監（政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、SSP総括監又は推進監（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある

(1)～(3) 略

(4) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター並びに組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。

(5)～(7) 略

(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長並びに組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する組織規則第22条第3項及び第23条第2項に規定する職（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）をいう。

者からなる組織が置かれた場合に限る。)、リーダー(リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監(産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)をいう。

(9) 略

(10) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長をいう。

(11)～(21) 略

(決裁区分の表示)

第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、産業DX・スタートアップ総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び室長専決事項については「丁」、政策企画監専決事項、さがデザイン企画監専決事項、家畜防疫対策企画監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、

(9) 略

(10) 係長 組織規則第24条第4項に規定する調整主幹、副主幹及び主幹並びに第25条第1項に規定する係長をいう。

(11)～(21) 略

(決裁区分の表示)

第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、企業立地統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、脱炭素社会推進総括監専決事項、産業DX・スタートアップ総括監専決事項、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項、室長専決事項、政策企画監専決事項、さがデザイン企画監専決事項及び家畜防疫対策企画監専決事項については「丁」、参事専決事項、技術監専決事項、検査監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、情報監専決事項、監査監専決事項、団体検査・指

<p>副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>
---	---

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第6条 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年訓令甲第6号）を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、<u>政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、<u>組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織の長、現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長及び労働委員会事務局長をいう。</u></p>

じ。)の長、現地機関(知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。)の長及び労働委員会事務局長をいう。

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第7条 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年訓令甲第2号)を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策総括監のうちから知事が指定する職員(以下この号において単に「政策総括監」という。)</u>又は<u>政策企画監のうちから知事が指定する職員(以下この号において単に「政策企画監」という。)</u>及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者(政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。)</u>及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p>

(4)・(5) 略

(4)・(5) 略

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第8条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年訓令甲第8号）を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター<u>並びに組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p>

(3)～(14) 略

(3)～(14) 略

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第9条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年訓令甲第2号）を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(勤務する場所及び担当事務)			(勤務する場所及び担当事務)		
第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。			第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。		
所属名	勤務する場所	担当事務	所属名	勤務する場所	担当事務
略			略		
佐賀県立博物館	略		佐賀県立博物館	略	
ダム管理事務所	略		障害福祉課	鳥栖市	障害者の就労支援に関すること。
			ダム管理事務所	略	

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第10条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(4) 副部長	組織規則第22条第1項に規定する副部長、組織規則	(4) 副部長	組織規則第22条第1項に規定する副部長及び副局

第22条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及び企業立地総括監、組織規則第22条第3項に規定する副局長並びに組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監及びスポーツ総括監をいう。

- (5) 課長 政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）（政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策調企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、SSP総括監又は推進監（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、リーダー（リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監（産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長をいう。

長、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、脱炭素社会推進総括監、企業立地総括監及びスポーツ総括監並びに組織規則第22条第3項に規定する産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監をいう。

- (5) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長並びに組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する政策総括監、さがデザイン総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーをいう。

- (6) 参事 組織規則第23条第3項に規定する参事、技術監、検査監、国民保護・防災対策監、情報監、監査監及び団体検査・指導

(6) 略

(7) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項、第27条の4第1項及び第27条の5第1項の規定により置かれた係長をいう。

(副知事等の専決)

第5条 略

2・3 略

4 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。

(1)～(3) 略

(4)・(5) 略

5 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。

(1) 政策企画監（第2条第5号の規定に該当するものとして知事が指定した者を除く。別表第1を除き、以下同じ。）

(2) さがデザイン企画監

(3) 家畜防疫対策企画監

(4) 国民保護・防災対策監

(5) 監査監

(6) 団体検査・指導監

(7) 副課長

6 略

(部長等の代決者等)

監並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた参事及び技術監をいう。

(7) 略

(8) 係長 組織規則第24条第4項に規定する調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。

(副知事等の専決)

第5条 略

2・3 略

4 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。

(1)～(3) 略

(4) 企業立地統括監

(5)・(6) 略

5 参事又は副課長は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。

6 略

(部長等の代決者等)

第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあつては当該事務を担当する副部長、課長又は政策企画監、さがデザイン企画監若しくは家畜防疫対策企画監（以下「政策企画監等」という。）が、出納局にあつては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。

2 政策統括監、情報統括監、医療統括監及び理事（以下「政策統括監等」という。）が専決することができる事務について、政策統括監等が不在のときは、当該事務を担当する副部長、課長又は政策企画監等がその事務を代決することができる。

3 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は政策企画監等がその事務を代決することができる。

（課長等の代決者等）

第12条 別表第2及び別表第3に定める課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。

2 政策企画監等が専決することができる事務について、当該政策企画監等が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。

3 国民保護・防災対策監、監査監、団体検査・指導監（以下この項において「国民保護・防災対策監等」という。）が専決することができる事務について、国民保護・防災対策監等が不在のときは、課長がその事務を決裁するものとする。

4 略

別表第1（第3条関係）

事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に	副知事、会計管理者、部	略

第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあつては当該事務を担当する副部長又は課長が、出納局にあつては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。

2 政策統括監、情報統括監、医療統括監、企業立地統括監及び理事（以下「政策統括監等」という。）が専決することができる事務について、政策統括監等が不在のときは、当該事務を担当する副部長又は課長がその事務を代決することができる。

3 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。

（課長等の代決者等）

第12条 別表第2及び別表第3に定める課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、参事又は副課長がその事務を代決することができる。

2 参事が専決することができる事務について、参事が不在のときは、課長がその事務を決裁するものとする。

3 略

別表第1（第3条関係）

事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に	副知事、会計管理者、部	略

<p>関する事務</p>	<p>長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）、<u>政策企画監等及び出納局長</u></p>			<p>課長</p>	<p>課、センター若しくは室又は特定政策組織（<u>政策総括監又は政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条第1項又は第</u></p>
<p>関する事務 <u>（外国旅行に係るものを除く。）</u></p>	<p>長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）及び出納局長</p>			<p>課長</p>	<p>課、センター若しくは室又は<u>組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織（以下「課等」という。）</u>に所属する職員の旅行命令に関すること</p>

		<p><u>27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の3項1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）</u> に所属する職員の旅行命令に関すること</p>			
			<p><u>外国旅行に係る旅行命令に関する事務</u></p>	<p>副知事及び会計管理者</p>	<p>部長及び政策統括監等の外国旅行に係る旅行命令に関すること</p>
				<p>部長</p>	<p>副部長及び課長の外国旅行に係る旅行命令に関すること</p>
				<p>課長</p>	<p>課等に所属する職員の外国旅行に係る旅行命令に関すること</p>
<p>時間外勤務の命令に関する事務</p>	<p>課長</p>	<p><u>課、センター若しくは室又は特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること</u></p>	<p>時間外勤務の命令に関する事務</p>	<p>課長</p>	<p>課等に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること</p>
<p>年次休暇等</p>	<p>会計管理者、部長、政策</p>	<p>略</p>	<p>年次休暇等</p>	<p>会計管理者、部長、政策</p>	<p>略</p>

の願の処理に関する事務	統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者を除く。)、 <u>政策企画監等</u> 及び出納局長	
	課長	<u>課、センター若しくは室</u> 又は <u>特定政策組織</u> に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者を除く。)、 <u>政策企画監等</u> 及び出納局長	略
	課長	<u>課、センター若しくは室</u> 又は <u>特定政策組織</u> に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務代休時間の指定に関する事務	課長	<u>課、センター若しくは室</u> 又は <u>特定政策組織</u> に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者を除く。)、 <u>政策企画監等</u> 及び出納局長	略
	課長	<u>課、センター若しくは室</u>

の願の処理に関する事務	統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者を除く。) 及び出納局長	
	課長	課等に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者を除く。) 及び出納局長	略
	課長	課等に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務代休時間の指定に関する事務	課長	課等に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者を除く。) 及び出納局長	略
	課長	課等に所属する職員の

		又は特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）、政策企画監等及び出納局長	略
	課長	課、センター若しくは室又は特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第2（第4条、第5条関係）

事務の種類		知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
略					
18	歳入の徴収又は収納の私人委託に関する事務			歳入の徴収又は収納事務の私人委託に関すること	歳入の徴収又は収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交付及び検証に関するこ

		休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）及び出納局長	略
	課長	課等に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第2（第4条、第5条関係）

事務の種類		知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
略					
18	歳入の徴収又は収納の私人委託に関する事務及び指定公金事務取扱者への公金事			1 歳入の徴収又は収納事務の私人委託に関すること 2 指定	1 歳入の徴収又は収納事務の私人委託に伴う委託証明書の交

					と
略					

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略				
広報広聴課	県政に関する提案、要望等の整理に関する事	略		

					務の委託に関する事務	公金事務取扱者への公金事務の委託に関すること	付及び検証に関すること
略						2 指定公金事務取扱者への公金事務の委託に伴う委託証明書 ² の交付及び検証に関すること	

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略				
広報広聴課	県政に関する提案、要望等の整理に関する事	略		

	務		
危機管理 防災課	危機管理の 総合調整に 関する事務	略	
略			
消防 保安 室	緊急消防援 助隊に關する 事務	略	1～3 略
略			
税政 課	市町の税政 一般に關する 事務	略	
市町 支援	市町その他 地方公共団	略	

	務		
広報 広聴 課	<u>フィルムコ ミッション に関する事 務</u>		<u>フィルムコミ ッションに關 する事務</u>
危機管理 防災課	危機管理の 総合調整に 関する事務	略	
略			
消防 保安 室	緊急消防援 助隊に關する 事務	略	1～3 略 <u>4 広域航空 消防応援出 動に關する こと</u>
略			
税政 課	市町の税政 一般に關する 事務	略	
税政 課	<u>ふるさと納 税に關する こと</u>		<u>1 県のふる さと納税に 關すること</u> <u>2 市町のふ るさと納税 に關するこ と</u>
市町 支援	市町その他 地方公共団	略	

課	体の行財政 一般に関する 事務	
略		
行政 デジ タル 推進 課	先進的な情 報通信技術 を活用した 施策に關す ること	略
さが 創生 推進 課	地域総合整 備資金に關 する事務	略
略		
<u>国際</u> 課	国際交流に 關する事務	略
<u>国際</u> 課	国際協力に 關する事務	略

課	体の行財政 一般に関する 事務	
略		
行政 デジ タル 推進 課	先進的な情 報通信技術 を活用した 施策に關す ること	略
<u>地域 交流 部</u>	<u>海外施策に 關する事務</u>	<u>海外施策に 係る実施方 針及び実施 計画に關す ること</u> <u>海外施策の実 施に關するこ と</u>
さが 創生 推進 課	地域総合整 備資金に關 する事務	略
略		
<u>多文 化共 生さ が推 進課</u>	国際交流に 關する事務	略
<u>多文 化共 生さ が推</u>	国際協力に 關する事務	略

国際課	海外施策に関する事務		海外施策に係る実施方針及び実施計画に関すること	海外施策の実施に関すること
国際課	多文化共生に係る施策に関する事務	略		
国際課	一般旅券の発給に関する事務	略		
略				
文化課	日本遺産に関する事務	略		
文化課	フィルムコミッションに関する事務			フィルムコミッションに関する事務を処理すること
文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務	略		
略				
スポ	佐賀県スポ	略		

進課				
多文化共生が推進課	多文化共生に係る施策に関する事務	略		
多文化共生が推進課	一般旅券の発給に関する事務	略		
略				
文化課	日本遺産に関する事務	略		
文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務	略		
略				
スポ	佐賀県スポ	略		

ーツ課	ーツ推進審議会に関する事務				ーツ課	ーツ推進審議会に関する事務			
スポーツ課	スポーツ施設に関する事務（SAGAサンライズパーク整備推進課の分掌する事務に関する部分を除く。）			スポーツ施設に係る事務を処理すること					
スポーツ課	スポーツコミッションに関する事務	略			スポーツ課	スポーツコミッションに関する事務	略		
SAGAサンライズパーク整備	スポーツ施設の整備等に関する事務			スポーツ施設の整備等に関する事務を処理すること	SSP施設環境推進室	スポーツ施設に関する事務			スポーツ施設に係る事務を処理すること

推進課				
県民協働課	特定非営利活動法人に関する事務	略		
略				
くらしの安全安心課	食品安全対策に関する事務		食品安全対策の総合調整に関すること	<p>1 略</p> <p>2 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出を求めること</p> <p>3 不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定による措置命令に関すること</p> <p>4 不当景品類及び不当表示防止法第9条の規定による報</p>

県民協働課	特定非営利活動法人に関する事務	略		
略				
くらしの安全安心課	食品安全対策に関する事務		食品安全対策の総合調整に関すること	<p>1 略</p> <p>2 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出を求めること</p> <p>3 不当景品類及び不当表示防止法第7条の規定による措置命令に関すること</p> <p>4 不当景品類及び不当表示防止法第29条の規定による報</p>

				告の徴収及び立入検査に関すること					告の徴収及び立入検査に関すること
くらしの安全安心課	消費者行政に関する事務	消費者行政の基本方針に関すること	消費生活協同組合の解散命令及び許可の取消しに関すること	<p>1・2 略</p> <p>3 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出を求めること</p> <p>4 不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に関すること</p> <p>5 不当景品類及び不当表示防止法</p>	くらしの安全安心課	消費者行政に関する事務	消費者行政の基本方針に関すること	消費生活協同組合の解散命令及び許可の取消しに関すること	<p>1・2 略</p> <p>3 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の規定による合理的な根拠を示す資料の提出を求めること</p> <p>4 不当景品類及び不当表示防止法第7条の規定による措置命令に関すること</p> <p>5 不当景品類及び不当表示防止法</p>

				<p>第9条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</p> <p>6～24 略</p> <p>25 消費生活条例第43条第1項の規定に基づく勧告並びに第43条第1項及び第2項に基づく公表に関すること</p> <p>26・27 略</p>				<p>第29条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</p> <p>6～24 略</p> <p>25 消費生活条例第43条第1項の規定に基づく勧告並びに第44条第1項及び第2項に基づく公表に関すること</p> <p>26・27 略</p>	
略					略				
交通事故防止特別対策室	交通安全対策に関する事務	略			交通事故防止特別対策室	交通安全対策に関する事務	略		
環境課	環境保全施策に関する事務	環境保全施策の基本方針に関すること	環境保全施策の策定に関すること	1 環境保全施策の実施に関すること					

				<u>2 環境保全の指導及び監督に関すること</u>			
<u>環境課</u>	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に関する事務	略			<u>脱炭素社会推進課</u>	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に関する事務	略
<u>環境課</u>	<u>環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務</u>		<u>1 条例第47条の規定による勧告及び公表に関すること</u> <u>2 法及び条例に基づき、事業者に対し環境保全の見地からの意見を述べること</u>	<u>1 条例第27条第2項の規定により許可等を行い、又は特定届出を受理する権限を有する者に対し、環境保全の見地から環境影響評価書の内容について配慮するよう要請すること</u> <u>2 条例第30条第3項の規定による</u>			

				<p><u>環境保全措置の要請に関すること</u></p> <p><u>3 法及び条例に基づき、市町長に対し環境保全の見地からの意見を求めること</u></p> <p><u>4 条例第46条の規定による報告及び立入検査に関すること</u></p>			
<u>環境課</u>	<u>環境の保全と創造に関する条例に関する事務</u>			<p><u>1 規制基準の定めがない公害等の措置に関すること</u></p> <p><u>2 指定化学物質管理指針の策定及び公表に関すること</u></p> <p><u>3 投光器の使用停止命</u></p>			

				<u>令に関する こと</u> <u>4 地下水採 取規制に係 る承認、届 出、報告の 受理、命令 及び勧告に 関すること</u> <u>5 地下水採 取規制に係 る工場等の 立入検査に 関すること</u> <u>6 振動又は 悪臭に係る 改善命令等 に関するこ と</u> <u>7 環境美化 推進地域の 指定に関す ること</u>			
環境 課	<u>大気汚染防 止法に関す る事務</u>			<u>法第22条の規 定による常時 監視に関する こと</u>			
環境 課	<u>水質汚濁防 止法に関す</u>			<u>1 生活排水 対策重点地</u>			

	<u>る事務</u>			<u>域の指定に 関すること</u> <u>2 生活排水 対策重点地 域指定市町 に対し、生 活排水対策 の推進に関 する助言及 び勧告を行 うこと</u>				
<u>環境 課</u>	<u>特定化学物 質の環境へ の排出量の 把握等及び 管理の改善 の促進に関 する法律に 関する事務</u>			<u>1 法第8条 第5項の規 定に基づ き、集計し た結果を公 表すること</u> <u>2 法第13条 の規定に基 づき、国が 行う調査に 関し、当該 調査を行う 行政機関の 長に対し、 必要な資料 の提供を求 め、又は意 見を述べる</u>				

				<p>こと</p> <p><u>3 主務大臣</u> <u>に対して、</u> <u>第1種指定</u> <u>化学物質の</u> <u>排出量及び</u> <u>移動量の届</u> <u>出事項に関</u> <u>し意見を述</u> <u>べること</u></p> <p><u>4 法第7条</u> <u>第5項の規</u> <u>定に基づ</u> <u>き、届出事</u> <u>項について</u> <u>主務大臣に</u> <u>対して説明</u> <u>を求めるこ</u> <u>と</u></p>			
環境課	<u>ダイオキシ</u> <u>ン類対策特</u> <u>別措置法に</u> <u>関する事務</u>			<u>法第26条の規</u> <u>定による常時</u> <u>監視に関する</u> <u>こと</u>			
環境課	<u>フロン類の</u> <u>使用の合理</u> <u>化及び管理</u> <u>の適正化に</u> <u>関する法律</u> <u>に関する事</u>			<u>1 第1種フ</u> <u>ロン類充填</u> <u>回収業者の</u> <u>登録及び届</u> <u>出に関する</u> <u>こと</u>			

務

2 第1種フ
ロン類充填
回収業者の
登録の取消
し、業務の
停止命令、
勸告及び措
置命令に関
すること

3 第1種フ
ロン類充填
回収業者及
び第2種フ
ロン類回収
業者のフロ
ン類回収量
等の報告の
受理及び主
務大臣への
通知に関す
ること

4 第1種特
定製品の管
理者に対す
る勸告、勸
告の公表及
び措置命令
に関するこ
と

				<u>5 第1種特 定製品整備 者、第1種 特定製品廃 棄等実施 者、第1種 フロン類引 渡受託者及 び第1種特 定製品引取 等実施者に 対する勧告 及び措置命 令に関する こと</u>			
環境 課	<u>土壤汚染対 策法に關す る事務</u>		<u>1 土壤汚 染状況調 査又は指 示措置の 実施に關 すること</u> <u>2 汚染土 壤処理業 の許可の 取消し又 は事業の 全部若し くは一部 の停止命</u>	<u>1 土壤汚染 状況の調査 に係る報 告、確認、通 知及び届出 に関するこ と</u> <u>2 土壤汚染 状況の調査 及び報告に 係る命令に 関すること</u> <u>3 土地の形 質の変更の</u>			

令に関する
こと

3 指定調
査機関の
指定の取
消しに関
すること

届出に関す
ること

4 要措置区
域及び形質
変更時届
出区域の指
定及び解除
に関するこ
と

5 汚染の除
去等の措置
の指示及び
命令に関す
ること

6 土地の形
質の変更の
届出に係る
計画変更命
令に関する
こと

7 汚染土壌
の搬出に係
る届出に関
すること

8 汚染土壌
の運搬及び
処理に係る
命令に関す
ること

				<p>9 <u>汚染土壌処理業の許可、届出及び承継承認に関すること</u></p> <p>10 <u>廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壌処理施設に係る措置命令に関すること</u></p> <p>11 <u>指定調査機関の指定及び届出に関すること</u></p> <p>12 <u>指定調査機関に対する命令に関すること</u></p>			
環境課	騒音規制法に関する事務			<p>1 <u>地域の指定に関すること</u></p> <p>2 <u>規制基準</u></p>			

				<u>の設定に関する</u> <u>こと</u>			
<u>環境</u> <u>課</u>	<u>悪臭防止法</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>			1 <u>規制地域</u> <u>の指定に関</u> <u>すること</u> 2 <u>規制基準</u> <u>の設定に関</u> <u>すること</u>			
<u>環境</u> <u>課</u>	<u>振動規制法</u> <u>に関する事</u> <u>務</u>			1 <u>地域の指</u> <u>定に関する</u> <u>こと</u> 2 <u>規制基準</u> <u>の設定に関</u> <u>すること</u>			
<u>環境</u> <u>課</u>	地球温暖化 対策に関する 事務	略			<u>脱炭</u> <u>素社</u> <u>会推</u> <u>進課</u>	地球温暖化 対策に関する 事務	略
<u>環境</u> <u>課</u>	ストップ温 暖化県民運 動推進会議 に関する事 務	略			<u>脱炭</u> <u>素社</u> <u>会推</u> <u>進課</u>	ストップ温 暖化県民運 動推進会議 に関する事 務	略
<u>環境</u> <u>課</u>	<u>特定特殊自</u> <u>動車排出ガ</u> <u>スの規制等</u> <u>に関する法</u> <u>律に関する</u>			<u>特定特殊自動</u> <u>車排出ガスの</u> <u>規制等に関す</u> <u>る法律に関す</u> <u>る事務の総合</u>			

	事務			調整に関する こと					
原子力安全対策課	原子力安全対策に関する事務	略			原子力安全対策課	原子力安全対策に関する事務	略		
有明海再生・自然環境課	国定公園に関する事務	略			有明海再生・環境課	国定公園に関する事務	略		
有明海再生・自然環境課	自然公園法及び県立自然公園条例に関する事務	略			有明海再生・環境課	自然公園法及び県立自然公園条例に関する事務	略		
有明海再生・自然環境課	環境の保全と創造に関する条例に関する事務	1・2 略	1～4 略		有明海再生・環境課	環境の保全と創造に関する条例に関する事務	1・2 略	1～4 略	<u>1 規制基準の定めがない公害等の措置に関すること</u> <u>2 指定化学物質管理指針の策定及び公表に関すること</u> <u>3 投光器の</u>

				<u>に対し環境保全の見地からの意見を求めること</u> <u>4 条例第46条の規定による報告及び立入検査に関すること</u>
有明海再生・環境課	<u>大気汚染防止法に関する事務</u>			<u>法第22条の規定による常時監視に関すること</u>
有明海再生・環境課	<u>水質汚濁防止法に関する事務</u>			<u>1 生活排水対策重点地域の指定に関すること</u> <u>2 生活排水対策重点地域指定市町に対し、生活排水対策の推進に関する助言及び勧告を行うこと</u>

				<u>第5項の規定に基づき、届出事項について主務大臣に対して説明を求めること</u>
有明 海再 生・ 環境 課	<u>ダイオキシ ン類対策特 別措置法に 関する事務</u>			<u>法第26条の規定による常時監視に関する こと</u>
有明 海再 生・ 環境 課	<u>フロン類の 使用の合理 化及び管理 の適正化に 関する法律 に関する事 務</u>			<u>1 第1種フ ロン類充填 回収業者の 登録及び届 出に関する こと</u> <u>2 第1種フ ロン類充填 回収業者の 登録の取消 し、業務の 停止命令、 勧告及び措 置命令に関 すること</u> <u>3 第1種フ</u>

				等実施者に 対する勧告 及び措置命 令に関する こと
有明 海再 生・ 環境 課	土壤汚染対 策法に関す る事務		<u>1 土壤汚染状況調査又は指示措置の実施に関すること</u> <u>2 汚染土壤処理業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令に関すること</u> <u>3 指定調査機関の指定の取消しに関すること</u>	<u>1 土壤汚染状況の調査に係る報告、確認、通知及び届出に関すること</u> <u>2 土壤汚染状況の調査及び報告に係る命令に関すること</u> <u>3 土地の形質の変更の届出に関すること</u> <u>4 要措置区域及び形質変更時届出区域の指定及び解除に関すること</u> <u>5 汚染の除</u>

				<u>設又は取り消された許可に係る汚染土壌処理施設に係る措置命令に関すること</u> <u>11 指定調査機関の指定及び届出に関すること</u> <u>12 指定調査機関に対する命令に関すること</u>
有明海再生・環境課	騒音規制法に関する事務			<u>1 地域の指定に関すること</u> <u>2 規制基準の設定に関すること</u>
有明海再生・環境課	悪臭防止法に関する事務			<u>1 規制地域の指定に関すること</u> <u>2 規制基準の設定に関すること</u>
有明海再	振動規制法に関する事			<u>1 地域の指</u> <u>定に関する</u>

循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務	略		
略				
健康福祉政策課	感染症の発生の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務	1～3 略	1～4 略	5 結核指定医療機関の指定及び指定の取消しに関すること

生・環境課	務			こと 2 <u>規制基準の設定に関すること</u>
有明海再生・環境課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に関する事務			特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に関する事務の総合調整に関すること
循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務	略		
略				
健康福祉政策課	感染症の発生の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務	1～3 略	1～4 略	5 <u>第1種協定指定医療機関、第2種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定及び指定の取消し</u>

				6 第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指導に関すること					に関すること
				7 略					6 第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関、 <u>第1種協定指定医療機関</u> 、 <u>第2種協定指定医療機関</u> 及び結核指定医療機関の指導に関すること
				<u>8~10</u> 略					7 略
									<u>8 連携協議会委員の任免に関すること</u>
									<u>9~11</u> 略
略									
医務課	診療放射線技師法、歯科衛生士法、臨床検査技師等に関する法	略			医務課	診療放射線技師法、歯科衛生士法、臨床検査技師等に関する法	略		

				<u>3 准看護師養成所に関する</u> <u>こと</u> <u>4 保健師、助産師及び看護師の免許に関する</u> <u>こと</u> <u>5 保健師、助産師及び看護師養成所に関する</u> <u>こと</u> <u>6 保健師助産師看護師法に基づく届出に関する</u> <u>こと</u>			
医務課	看護師等修学資金に関する事務	略			医務課	看護師等修学資金に関する事務	略
略					略		
医療人材政策室	医師法に関する事務	略			医療人材政策室	医師法に関する事務	略
					医療人材政策室	保健師助産師看護師法に関する事務	<u>1 准看護師試験に関する</u> <u>こと</u>

保険課	事務			
略				
薬務課	<u>大麻取締法に関する事務</u>		<u>大麻取扱者の免許の取消しに関する事</u>	1 <u>大麻取扱者の免許及び登録に関する事</u> 2 略
薬務課	<u>覚醒剤取締法に関する事務</u>	略		
略				
こども家庭課	<u>要保護女子の保護更生に関する事務</u>		<u>売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用指導方針に関する事</u>	略
略				
コス	<u>コスメティ</u>			<u>コスメティッ</u>

保険課	事務			
略				
薬務課	<u>大麻草の栽培の規制に関する法律に関する事務</u>		<u>大麻草採取栽培者の免許の取消しに関する事</u>	1 <u>大麻草採取栽培者の免許及び登録に関する事</u> 2 略
薬務課	<u>覚醒剤取締法に関する事務</u>	略		
略				
こども家庭課	<u>困難な問題を抱える女性の支援に関する事務</u>		<u>困難な問題を抱える女性の支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用指導方針に関する事</u>	略
略				
コス	<u>コスメティ</u>			<u>コスメティッ</u>

メ テ イ ツ ク 構 想 推 進 室	ツク構想に 関する事務			ク構想の推進 に関する事務 を処理するこ と	メ テ イ ツ ク 産 業 推 進 室	ツク産業の 振興に関す る事務			ク産業の振興 に関する事務 を処理するこ と
略					略				
農政 企画 課	山村地域の 振興に関す る事務	略			農政 企画 課	山村地域の 振興に関す る事務	略		
農政 企画 課	中山間地域 の農業の振 興に関する 事務		1 中山間 地域にお ける農業 振興に関 すること 2 中山間 地域等直 接支払制 度におけ る特認基 準の設定 に関する こと	1 中山間地 域等直接支 払制度に係 る事務処理 に関するこ と 2 特定農山 村地域にお ける農林業 等の活性化 のための基 盤整備の促 進に関する 法律に基づ く農林業等 活性化基盤 整備計画の 協議に関す ること 3 中山間地					

			に関する こと	
農政 企画 課	農地法に基 づく許可等 に関する事 務		<u>1 既墾地 の行政処 分に対す る審査請 求の処理 に関する こと</u> <u>2 1件4 ヘクター ルを超え る農地の 転用に関 すること</u> <u>3 農地等 の賃貸借 の解除を し、解約の 申入れを し、又は賃 貸借の更 新をしな いことの 許可に関 すること (合意に よる解約 を除く。)</u>	<u>1件4ヘクタ ール以下の農 地転用の許可 に関すること</u>

生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略		
生産者支援課	農林水産業に係る人権啓発に関する事務			農林水産業に係る人権啓発に関する事務を処理すること
生産者支援課	鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関する事務	略		
略				
農業経営課	農山漁村の振興に関する事務	略		

農政企画課	農地等の利用調整に関する事務			<u>1 農地に係る調査報告等に関すること</u> <u>2 民事調停法による農事調停その他農地に関する紛争の調停に関すること</u>
生産者支援課	経営構造対策に関する事務	略		
生産者支援課	鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関する事務	略		
略				
農業経営課	農山漁村の振興に関する事務	略		

農業 経営 課	外食産業及 び食品産業 との連携に 関する事務			1 食品産業 との連携及 び情報の収 集に関する こと 2 地域食品 産業の振興 に関するこ と
農業 経営 課	環境保全型 農業の推進 に関する事務		1～5 略	1～6 略
略				
畜産 課	獣医事に関 する事務			

農業 経営 課	環境保全型 農業の推進 に関する事務		1～5 略	1～6 略
			6 環境負 荷低減事 業活動の 促進に関 する基本 的な計画 (みどりの食料シ ステム推 進基本計 画)の策定 に関する こと	7 環境負荷 低減事業活 動事業計画 の認定制度 (みどり認 定制度)に 関すること
略				
畜産 課	獣医事に関 する事務	略		
農山 村課	中山間地域 の農業の振 興に関する		1 中山間 地域にお ける農業	1 中山間地 域等直接支 払制度に係

			<u>こと</u> <u>2 農業振興地域の指定に関すること</u> <u>3 県の定める農業振興地域整備計画の決定に関すること</u> <u>4 農業振興地域の区域の変更又は指定の解除に関すること</u>						
農山村課	農地法に基づく許可等に関する事務		<u>1 既墾地の行政処分に対する審査請求の処理に関すること</u> <u>2 1件4ヘクタールを超え</u>	<u>1件4ヘクタール以下の農地転用の許可に関すること</u>					

			<p>る農地の 転用に関 すること</p> <p>3 農地等 の賃貸借 の解除を し、解約の 申入れを し、又は賃 貸借の更 新をしな いことの 許可に関 すること (合意に よる解約 を除く。)</p>							
農山 村課	農地等の利 用調整に関 する事務			<p>1 農地に係 る調査報告 等に関する こと</p> <p>2 民事調停 法による農 事調停その 他農地に関 する紛争の 調停に関す ること</p>						
農山	土地改良法	略			農山	土地改良法	略			

村課	に基づく長期計画に関する事務	
略		
農山村課	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事務	略

村課	に基づく長期計画に関する事務	
略		
農山村課	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事務	略
農山村課	<u>国営土地改良事業に関する事務</u>	<u>国営土地改良事業（予定地区の直轄調査を含む。）の着手に係る申請に関すること</u> 1 <u>国営土地改良事業の土地改良法に基づく手続に関すること</u> 2 <u>国営土地改良事業に係る他県との協議に関すること</u>
農山村課	<u>土地改良区等の指導監督に関する事務</u>	1 <u>土地改良区の指導監督に関する事務を処理すること</u> 2 <u>佐賀県土地改良事業</u>

				<p>又は協議を受けること</p> <p>5 県が施行すべき海岸保全施設に関する工事を兼用工作物の管理者及び工事の必要性を生じさせた原因者に施工させること</p>				
農山村課	地すべり事業に関する事務（農林水産省農村振興局所管の部分に限る。）			<p>1 地すべり等防止区域の指定について意見を述べること</p> <p>2 地すべり等防止工事基本計画の作成に関すること</p> <p>3 県以外の者が施行する地すべり等防止工事の設計及び実施計画に</p>				

ついて承認
し、又は協
議を受ける
こと

4 地すべり
等防止施設
の管理に必
要な措置を
命ずること

5 県が施行
すべき地す
べり等防止
工事を兼用
工作物の管
理者及び工
事の必要性
を生じさせ
た原因者に
施行させる
こと

6 地すべり
等防止関連
事業計画の
作成の勧告
及び承認に
関すること

7 地すべり
等防止法の
施行に関

				し、報告をし、及び資料を提出すること
農山村課	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務			<p>1 農地災害復旧単独事業の計画決定及び計画変更に関すること</p> <p>2 農地災害の被害報告及び被害額概算調書を提出すること</p> <p>3 農地災害復旧事業の計画概要書を提出すること</p> <p>4 農地災害復旧事業の実施設計及び設計変更に関すること</p>
農山村課	防災ダムの維持管理事務			防災ダムの維持管理事業に

	業に関する事務			関する事務を処理すること			
農山村課	干拓事業に関する事務	干拓事業の基本方針に関すること	干拓事業推進のための関係機関等との連絡調整に関すること	干拓事業の推進に係る事務を処理すること			
農山村課	特定鉱害復旧事業に関する事務			特定鉱害復旧事業に関する事務を処理すること			
農地整備課	国営土地改良事業に関する事務	国営土地改良事業(予定地区の直轄調査を含む。)の着手に係る申請に関すること	1 国営土地改良事業の土地改良法に基づく手続に関すること 2 国営土地改良事業に係る他県との協議に関すること	国営土地改良事業に関する事務を処理すること			
農地整備課	県営及び団体営土地改良事業に関する事務	略			農地整備課	県営及び団体営土地改良事業に関する事務	略

農地整備課	土地改良区等の指導監督に関する事務			1 土地改良区の指導監督に関する事務を処理すること 2 佐賀県土地改良事業団体連合会に関すること
農地整備課	国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）に関する事務（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）			略
略				
農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務	略		

農地整備課	国及び県が所有する土地改良財産に関する事務			略
略				
農地整備課	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務	略		
農地	農地海岸に		1 海岸保	1 海岸保全

				物の管理者及び工事の必要性を生じさせた原因者に施工させること
農地整備課	地すべり事業に関する事務（農林水産省農村振興局所管の部分に限る。）			<u>1 地すべり等防止区域の指定について意見を述べること</u> <u>2 地すべり等防止工事基本計画の作成に関すること</u> <u>3 県以外の者が施行する地すべり等防止工事の設計及び実施計画について承認し、又は協議を受けること</u> <u>4 地すべり等防止施設の管理に必</u>

				<u>業に関する事務</u> <u>定及び計画変更に関すること</u> <u>2 農地災害の被害報告及び被害額概算調書を提出すること</u> <u>3 農地災害復旧事業の計画概要書を提出すること</u> <u>4 農地災害復旧事業の実施設計及び設計変更に関すること</u>
	<u>農地整備課</u>	<u>防災ダムの維持管理事業に関する事務</u>		<u>防災ダムの維持管理事業に関する事務を処理すること</u>
	<u>農地整備課</u>	<u>干拓事業に関する事務</u>	<u>干拓事業の基本方針に関すること</u>	<u>干拓事業推進のための関係機関等との連絡調整に関すること</u>

林業課	森林・林業施策の企画及び調整に関する事務	略			
略					
水産課	漁港に関する事務		1～3 略	1～13 略	
水産課	漁港に係る公有水面に関する事務	略			

			こと	
農地整備課	特定鉱害復旧事業に関する事務			特定鉱害復旧事業に関する事務を処理すること
林業課	森林・林業施策の企画及び調整に関する事務	略		
略				
水産課	漁港に関する事務		1～3 略	1～13 略 14 漁港施設等活用事業に係る活用推進計画や実施計画、漁港水面運営権に関すること
水産課	漁港に係る公有水面に関する事務	略		
水産課	海岸に関する事務（水産庁所管の部分に限る。）		1 海岸保全基本計画の作成に関すること 2 海岸保	1 海岸保全事業の実施に関すること 2 海岸保全区域等の管

全区域等の指定に関すること

3 海岸管理者の指定に関すること

4 海岸保全の事業計画に関すること

理に係る市町長との協議に関すること

3 海岸保全に係る国の直轄工事に
関し意見を述べること

4 県以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について承認し、又は協議を受けること

5 県が施行すべき海岸保全施設に関する工事を兼用工作物の管理者及び工場の必要性を生じさせた原因者に施工

水産課	水産関係の災害に関する事務	略			
略					
水産課	資源管理型漁業の推進に関する事務			資源管理計画の承認に関すること	
略					
建設・技術課	建設業に関する事務	略			

					させること
水産課	水産関係の災害に関する事務	略			
略					
水産課	資源管理型漁業の推進に関する事務				資源管理協定の認定に関すること
略					
建設・技術課	建設業に関する事務	略			
建設・技術課	<u>盛土に関する事務（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）</u>		1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により、宅地造成等規制区域を指定すること		<u>宅地造成、特定盛土等に伴う災害防止のための基礎調査の実施に関すること</u>

			<u>行うこと</u> <u>2 法第20</u> <u>条第3項</u> <u>の規定に</u> <u>より兼用</u> <u>工作物の</u> <u>管理につ</u> <u>いての裁</u> <u>定を行う</u> <u>こと</u>	<u>ついで</u> <u>の勸</u> <u>告に關</u> <u>する</u> <u>こと</u>				
道路課	佐賀県道路 公社にする 事務	略			道路課	佐賀県道路 公社にする 事務	略	
					道路 安全 推進 室	市町道に關 する事務	<u>1 道路法</u> <u>第16条第</u> <u>3項の規</u> <u>定により</u> <u>市町の区</u> <u>域の境界</u> <u>に係る道</u> <u>路の管理</u> <u>について</u> <u>の裁定を</u> <u>行うこと</u> <u>2 法第20</u> <u>条第3項</u> <u>の規定に</u> <u>より兼用</u> <u>工作物の</u>	<u>1 市町道に</u> <u>係る工事の</u> <u>設計の審</u> <u>査、検査等</u> <u>に關するこ</u> <u>と</u> <u>2 法第78条</u> <u>の規定によ</u> <u>る道路行政</u> <u>又は技術に</u> <u>ついで</u> <u>の勸</u> <u>告に關</u> <u>する</u> <u>こと</u>

土地利活用課	国土利用計画法に関する事務	略		
略				
まちづくり課	景観に関する事務	略		
まちづくり課	盛土に関する事務（ <u>他課の分掌する事務に関する部分を除く。</u> ）			宅地造成、特定盛土等に伴う災害防止のための基礎調査の実施に関すること
下水道課	下水道に関する事務	1・2 略	1～4 略 5 市町が定める都市計画の決定及び変更の同意又は協議に関すること（下水道に係るものに限る。） 6・7 略	

				管理についての裁定を行うこと
土地利活用課	国土利用計画法に関する事務	略		
略				
まちづくり課	景観に関する事務	略		
下水道課	下水道に関する事務	1・2 略	1～4 略 5 市町が定める都市計画の決定及び変更の協議に関すること（下水道に係るものに限る。） 6・7 略	

略				
下水道課	浄化槽に関する事務		浄化槽法第57条に規定する検査機関の指定に関すること	1～2 略 3 浄化槽保守点検業者の登録の取消し等の決定に関すること
略				
河川砂防課	海岸に関する事務（港湾課及び農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）			
略				

略				
下水道課	浄化槽に関する事務		浄化槽法第57条に規定する検査機関の指定に関すること	1～2 略 3 <u>佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第14条の規定による浄化槽保守点検業者の登録の取消し等の決定に関すること</u>
略				
河川砂防課	海岸に関する事務（港湾課、農山村課及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）	略		
略				

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条の別表第3の薬務課の大麻草の栽培の規制に関する法律に関する事務の項の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。